

長崎県景観整備機構の指定等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第92条第1項の規定に基づく景観整備機構（以下「機構」という。）の指定に関し、必要な事項を定める。

(指定の申請)

第2条 一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人（以下「法人」という。）であって、法第92条第1項の規定に基づく機構の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した「景観整備機構指定申請書」（様式第1号）を知事に提出するものとする。

- (1) 法人の名称、住所及び事務所の所在地
- (2) 法人の代表者の氏名
- (3) 指定後の予定業務

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 組織図及び事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書及び事業活動収支決算書並びに貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び事業活動収支予算書
- (7) その他機構の業務に関し参考となる書類

(機構の指定)

第3条 知事は、申請者が次に掲げる基準に適合すると認められるときは、当該法人を機構として指定するものとする。

- (1) 事業執行体制が、法第93条に規定する機構の業務を適正かつ確実に行うことができることと認められること。
- (2) 法第93条に規定する機構の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経済的基礎を有することと認められること。
- (3) 法第95条第3項の規定により指定を取り消された法人にあっては、その処分のあった日から2年以上経過していること。
- (4) 法第95条第3項の規定により指定を取り消された法人でその処分のあった日前30日以内にその機構の役員であった者を役員とする場合においては、その処分のあった日から2年を経過した者であること。

2 知事は、法第92条第1項の規定により機構に指定したときは、「景観整備機構指定書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(名称等の変更の届出等)

第4条 前条第1項の規定により機構として指定された法人（以下、「指定法人」という。）は、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項を変更しようとするときは、「名称等変更届出書」（様式第3号）に必要事項を記入し、あらかじめ知事に届け出なければならない。

2 指定法人は、第2条第1項第3号の規定による申請書に記載した業務に係る内容を変更しようとするときは、「業務内容変更報告書」（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、あらかじめ知事に報告しなければならない。

- (1) 機構の業務に関する事業計画書（変更があるものに限る。）
- (2) 組織図及び事務分担を記載した書面
- (3) その他機構の業務に関し参考となる書類

（事業報告等）

第5条 指定法人は、毎事業年度の事業開始前に、機構の業務に係る事業計画書及び事業活動収支予算書を知事に提出するものとする。

2 指定法人は、毎事業年度終了後3か月以内に、機構の業務に係る事業報告書及び事業活動収支決算書を知事に提出するものとする。

（業務改善命令）

第6条 知事は、法第95条第2項の規定により指定法人に対し業務の運営の改善を命ずるときは、「業務運営改善命令書」（様式第5号）により当該指定法人に通知するものとする。

（指定の取消し）

第7条 知事は、法第95条第3項の規定により機構の指定を取り消すときは、「景観整備機構指定取消書」（様式第6号）により当該指定法人に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。